

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ  
在イスラエル日本国大使館  
2021年10月5日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 10/5

● イスラエル政府は、10月3日(日)以降、グリーンパス取得資格を変更し、同日付けより以前に発行されたグリーンパス(有効期限が2021年12月31日と記載されている場合も含む)は無効となりましたので、御注意ください。  
(保健省発表、英語)

<https://www.gov.il/en/departments/news/02102021-02>

(Green Pass Guidance、英語)

<https://corona.health.gov.il/en/directives/green-pass-info/>

(グリーンパス申請サイト)

<https://corona.health.gov.il/en/green-pass/>

○ 新グリーンパス発行対象者

新型コロナウイルス・ワクチンを接種した方

- ・ 3回目のファイザー製ワクチンの接種から少なくとも1週間(ワクチン接種日を含まない)が経過した方。
- ・ 2回目のファイザー製ワクチンの接種から少なくとも1週間(同)が経過した方、モデルナ製ワクチンの接種から2週間(同)が経過した方で、いずれも2回目のワクチン接種から半年が経過していない方。

新型コロナウイルス感染から回復した方

- ・ 陽性が確認されたPCR検査から半年が経過していない方。
- ・ PCR検査で陽性と診断され、同検査から半年が経過していても、少なくとも1回のワクチン接種を受けた方。
- ・ ワクチン未接種の方が回復し、抗体検査で陽性が確認された後にワクチンを接種した方。

新型コロナウイルス感染から回復後にワクチン接種した方、又はワクチン接種後に感染して回復した方

- ・ 少なくとも1回のワクチンを接種した方。

12歳3か月未満の子ども

- ・ 回復者又は抗体検査の陽性者は、12歳3か月に達するまで、又は半年が経過するいずれか早い方までグリーンパスの対象となる(ワクチン接種年齢の引き下げ等により変更され得る。)
- ・ 迅速抗原検査の陰性証明所持者は、24時間有効。

## 教育（教育従事者及び学生）

- ・教育機関向けの PCR 検査陰性証明保持者には、グリーンパスが7日間有効。

## ○ グリーンパスが発行されない方

12歳3か月以上の子どもは、以下の提示が必要。

- ・個人負担の PCR 検査。検体採取時刻から72時間有効。
- ・個人負担の迅速抗原検査。24時間有効。

## 3歳～12歳3か月の方及びワクチン接種を受けることができない方

- ・国が検査費用を負担する迅速抗原検査。24時間有効。
- ・個人負担で行う PCR 検査。72時間有効。
- ・ホテルのみ：PCR 検査費用は国が負担する（ホテルでの滞在期間有効）。

## 0歳～3歳

- ・グリーンパス提示は免除される。

## ○ グリーンパスの対象施設等

- ・イベントホールとその庭園、その他の祝賀会場
- ・会議や展示会、文化/スポーツイベント、映画、観劇、音楽、ダンス
- ・クラブ及びパーティー
- ・レストラン、バー、カフェ
- ・観光地
- ・美術館
- ・高齢者施設等
- ・ジム、スタジオ、カントリークラブ、屋内プール
- ・50人以上が参加する礼拝所
- ・ホテル

注：公共交通機関については、グリーンパスは適用されない。

## ○ 集会の制限

- ・一般的な制限（例：個人宅での集会や屋外での個人集会）

屋内50人、屋外100人

- ・自宅／プライベートの場所での個人イベント

屋内50人、屋外100人

- ・ホールとその庭園

屋内400人、屋外500人

加えて、収容人数を施設最大収容率の75%に制限する。

・大集会における制限 グリーンパス規制下で運営される座席指定形式でない  
会場  
屋内1,000人 屋外5,000人

【参考情報】

イスラエル保健省（英語）

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

イスラエル保健省：Traffic Light Model（英語）

<https://corona.health.gov.il/en/local-councils-traffic-light-model/>

新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_jouhou.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html)

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: [ryouji@tl.mofa.go.jp](mailto:ryouji@tl.mofa.go.jp)

大使館HP:

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>